

放射性物質の農産物等への影響調査について（第194報）

平成26年6月13日

埼玉県は、国の協力を得て東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査を実施しています。

今回の調査では、野菜・果樹、茶及び市場流通品について検体を採取し分析を行った結果、全ての検体において検出限界値を下回りました。

1 野菜・果樹の調査結果

採取日：平成26年6月9日、10日

結果判明日：平成26年6月12日

分析機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
チンゲンサイ	所沢市	< 5.8	< 5.5	—
ネギ	越谷市	< 4.2	< 4.8	—
	吉川市	< 5.0	< 4.1	—
タマネギ	伊奈町	< 5.1	< 4.8	—
	長瀨町	< 5.5	< 4.2	—
ズッキーニ	ときがわ町	< 8.0	< 6.4	—
エダマメ	所沢市	< 5.5	< 7.3	—
ジャガイモ	鴻巣市	< 4.0	< 4.6	—
	長瀨町	< 5.3	< 4.6	—
ブルーベリー	熊谷市	< 4.8	< 5.4	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（4.0～8.0Bq/kg）未満であることを示す。

2 茶の調査結果

採取日：平成26年6月6日

結果判明日：平成26年6月9日

分析機関：一般社団法人 埼玉県食品衛生協会 検査センター

品目	生葉 生産地	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
荒茶浸出液 * 飲用状態での検査	熊谷市	< 1.0	< 1.0	—
基準値 (飲料水)				10

「< 1.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値 (1.0 Bq/kg) 未満であることを示す。

* 飲用状態での検査

厚生労働省の「食品中の放射性セシウム検査法」に定められたとおり、荒茶又は製茶を30倍量の湯 (90℃) で60秒間浸出させ、40メッシュの茶こしでろ過した浸出液をゲルマニウム半導体検出器で検査している。

3 市場流通品の調査結果

(1) 一般食品 (県産・他県産 畜産物) の調査結果

採取日：平成26年6月9日

結果判明日：平成26年6月9日

分析機関：埼玉県食肉衛生検査センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
豚肉	埼玉県 深谷市	< 25		—
		< 25		—
	群馬県 桐生市	< 25		—
		< 25		—
基準値 (一般食品)				100

※ NaI (シンチレーションスペクトロメータ) によるスクリーニング分析。

※ 「< 25」とは、検査機器で測定できる検出限界値 (25 Bq/kg) 未満であることを示す。

(2) 乳児用食品の調査結果

採取日：平成26年6月9日

結果判明日：平成26年6月11日

分析機関：埼玉県衛生研究所

品目	製造施設所在地	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
調製粉乳	春日部市	< 4.9	< 3.7	—
		< 5.1	< 4.6	—
基準値 (乳児用食品)				50

※ 「<0.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値 (3.7~5.1 Bq/kg) 未満であることを示す。

(注) 検査機関では厚生労働省が示した試験法に基づいて検査を実施しておりますが、食品の放射性物質検査の特性上、検出限界値は、検体や検査機器によって異なります。

【問合せ先】

(野菜・果樹・茶については)

農林部 農産物安全課

有機・安全生産担当 長嶋・中村・湯浅

直通 048-830-4057

内線 4057

E-mail: a4070-05@pref.saitama.lg.jp

(市場流通品については)

保健医療部 食品安全課

監視・食中毒担当 坂梨・渋谷

直通 048-830-3611

内線 3611

E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp